社会保険労務士法人
篠田パートナーズ事務所レポート
令和２年３月11日発行
新潟県新発田市新富町1丁目5番9号
☎ 0254-22-5649　FAX 0254-24-0738　e-mail : sinoda2@niks.or.jp

新型コロナウイルス関連助成金「続報」

1. 小学校等休業に伴う助成金・続報

令和2年3月4日発行版で下記内容をお知らせしましたが、続報が入りましたのでお知らせします。

【既報内容】

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等にその小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

【対象事業主】

下記①又は②の子の世話を行うことが必要な保護者に対し、有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主が対象です。

①感染拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子

②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10／10

ただし、支給額は 8,330 円／日を上限とします。

【適用期間】

令和 2 年 2 月 27 日～3 月 31 日に取得した休暇

今後の見通し

◎申請の受付はまだ開始していません。厚生労働省は『申請期間や手続が決まり次第、早急にお知らせします』とのことです。

◎詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局を通じてお知らせしますとのことです。

★詳細については篠田パートナーズ事務所までご相談ください。

【続　報】（令和２年３月９日厚労省発表）

●対象となる保護者

・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

●対象となる有給の休暇の範囲

★春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・学校：学校の元々の休日以外の日
（春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）

・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・令和2年2月27日から同年3月31日までが対象
（学校の春休みなどにかかわらず対象）

★半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・対象となります。 なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

★就業規則等における規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

★労働者に対して支払う賃金の額

・ 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。